

令和5年度「日本ふるさと名産食品展inニューヨーク」出展事業者募集に係るQ&A ※最終更新日時:6月14日16時

No.	質問内容	回答
1	オンライン説明会の申込は自治体に取りまとめなくてよいか。	事業者から直接クリアに回答してもらうものなので、取りまとめは不要です。
2	募集案内を県から直接、事業者へ案内してよいか（市区町村を通じてしないといけないか）。	どちらでも構いません。なお、通知メール本文のとおり、市区町村を通じて事業者宛てに案内する場合にも、回答の取りまとめ及び提出は、都道府県・政令指定都市単位で行ってください。
3	庁内で2つの部署経由で事業者へ通知するが、クリアへの回答は各部署から行ってよいか、県庁内で取りまとめる必要があるか。	依頼文 2 回答方法（4）回答部局に記載のとおり、庁内で調整の上、1つの部署にて取りまとめて回答してください。
4	オンライン説明会の参加申込について、複数部局の職員が参加する場合、申込書はまとめて回答する必要があるか。	説明会の参加申込書については、随時個別に送付していただいても構いません。
5	オンライン説明会に参加できない場合、動画はいつ頃配信されるか。	説明会終了後、2、3日中には配信する予定です。
6	本食品展の対象者はどのような事業者か。今回初めて輸出を試みる事業者か、既に海外展開している事業者か。	既に海外展開している事業者の申込みも可能ですが、応募多数となった場合は、新規の事業者を優先します。
7	現地販売員は必ず雇用する必要があるか。現地にツテがない事業者はどうすればよいか。	現地販売員を1事業者につき最低1名は雇用していただけます（事業者自身が渡航する場合を除く。）。 また、「募集のご案内 ◇出展事業者へのサポート 2 輸出入手続きなど出展に必要な準備をサポートします」に記載のとおり、販売員の手配などの支援も行います。
8	買取販売の売上について、販売業者と出展事業者の配分はどのようになるか。	今回の事業スキームにおいて、商品の流れは出展事業者→輸出業者→輸入業者→販売業者→消費者となります。買取販売ですので商品が移転するそれぞれの時点において、売り手はマージンを上乗せした額で次の買い手へ売ります。そのため、出展事業者の売り上げ分は、輸出業者によって買い取られる時点で決定しており、その率は出展事業者がいくらで売るかによって決まります。
9	出展事業者の負担の総額と内訳を教えてください。	「募集のご案内 ◇出展事業者の費用負担」とおりです。 金額の目安などの詳細については説明会にて説明します。
10	庁内に置かれている地元事業者の商工会事務局を通じて募集の案内をしている。商工会の会員には他自治体に所在する事業者も入っているが、そうした事業者の申し込みはどのようにしたらよいか。	申し込みは所在する都道府県・政令指定都市を通じて行うようにご案内願います。
11	現在、開発段階の商品でも参加可能か？（来年2月のイベント時には完成している予定）。可能な場合、各様式は現段階の見込みのものを記載すればよいか？	参加不可です。申し込み締切日（7月21日）までに商品情報が確定している必要があります。
12	イベント時は最低限の設営はやっていただけるか？	基本的な部分については主催者側で行います。 （参考）「募集のご案内◇出展事業者の費用負担-会場設備及び装飾費」をご確認ください。
13	事業者の渡航はマストか？渡航費用は事業者負担か？	現地販売員を雇用する場合は、渡航の必要はありません。渡航する場合は、費用は事業者負担となります。
14	現地販売員の雇用費用は事業者が負担するのか。	事業者負担となります。 （参考）「募集のご案内◇出展事業者の費用負担」をご確認ください。
15	主催者側で手配する共同販売員や通訳がいるが、それとは別途、出展事業者ごとに現地販売員を雇用する必要があるのか。	お見込みのとおりです。 共同販売員や通訳について、説明会にて詳細をお伝えします。
16	応募に際しては、施設登録がない事業者にはその資格がないと考えるべきなのか。	・応募時点では施設登録をしていなくとも、応募可能。施設登録が応募時点で未登録の場合も、その後登録をいただくことで、現地での販売が可能になるため、ぜひ応募をご検討いただきたい。